

# 通所リハビリテーション 予防通所リハビリテーション 料金表

(令和3年4月改定版)

1) 通所リハビリテーション費 (利用者負担表) ※通常規模型

【1～2時間コース】

	入浴	利用単位 (1日)	介護報酬額 (円/日)	利用者負担額 (1日)		
				1割	2割	3割
要介護1	提供なし	366	3,861	387	773	1159
要介護2		395	4,167	417	834	1251
要介護3		426	4,494	450	899	1349
要介護4		455	4,800	480	960	1440
要介護5		487	5,137	514	1028	1542

【6～7時間コース】

	入浴介助加算 60単位	利用単位 (1日)	介護報酬額 (円/日)	利用者負担額 (1日)		
				1割	2割	3割
要介護1		710	7,490	749	1,498	2,247
	○	770	8,123	813	1,625	2,437
要介護2		844	8,904	891	1,781	2,672
	○	904	9,537	954	1,908	2,862
要介護3		974	10,275	1,028	2,055	3,083
	○	1,034	10,908	1,091	2,182	3,273
要介護4		1,129	11,910	1,191	2,382	3,573
	○	1,189	12,543	1,255	2,509	3,763
要介護5		1,281	13,514	1,352	2,703	4,055
	○	1,341	14,147	1,415	2,830	4,245

- 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、伊丹市は1単位を10.55で計算します。
- 【1～2時間コース】には、利用単位数に理学療法士等体制強化加算（理学療法士等を常勤、専従で2名以上配置）30単位を加算しています。

- 施設の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別のリハビリテーションを実施する場合、それぞれの単位数を加算いたします。

(1) リハビリテーションマネジメント加算（下記のいずれかを算定いたします）

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (計画書を療法士が説明)	560単位/月（6月以内） 240単位/月（6月超）
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ (計画書を療法士が説明し、その計画書を厚生労働省に提出) (厚労省からフィードバックを受けてその情報を活用)	593単位/月（6月以内） 273単位/月（6月超）
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ (計画書を医師が説明)	830単位/月（6月以内） 510単位/月（6月超）
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ (計画書を医師が説明) (厚労省からフィードバックを受けてその情報を活用)	863単位/月（6月以内） 543単位/月（6月超）

(2) 短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 110単位/日

(3) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)

退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内 240単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)

退院・退所日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内 1,920単位/月

- リハビリテーション提供体制加算…基準を上回る療法士の配置に対して加算いたします。

3～4時間：12単位/回    4～5時間：16単位/回    5～6時間：20単位/回

6～7時間：24単位/回    7時間以上：28単位/回

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算…日常生活動作、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てたリハビリを実施し、居宅を訪問して実際の生活場面における具体的な指導と評価を月に1回以上行った場合に、月に1回算定いたします。

利用開始月から6月以内 1,250単位/月

- 移行支援加算…日常生活動作を向上させ、社会参加を目標とした質の高いリハビリテーションを提供する事業所として、月に12単を加算いたします。
- 若年性認知症加算…若年性認知症の利用者に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に60単を加算いたします。
- 栄養改善加算…管理栄養士等が利用者の栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施をした場合に、3月を限度に1回200単位（月2回を限度）を加算いたします。
- 口腔・栄養スクリーニング加算(I)…6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供している場合に、6月に1回を限度に1回につき20単を加算いたします。

※ 栄養アセスメント加算又は栄養改善加算を算定している場合には算定しません。

口腔・栄養スクリーニング加算(II)…栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ、6月に1回を限度に1回につき5単を加算いたします。

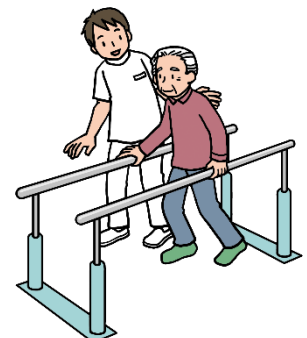
- 栄養アセスメント加算…管理栄養士、看護職員、介護職員などが共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明している場合に、月に50単位を算定いたします。  
 ※ 利用者やご家族からの相談等に必要に応じて対応いたします。  
 ※ 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、厚労省からフィードバックを受けて栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用いたします。
- サービス提供体制強化加算…介護従事者の専門性等に係る適切な評価から要件を満たす加算を算定いたします。
  - (I) …介護福祉士を7割以上配置 1回22単位
  - (II) …介護福祉士を5割以上配置 1回18単位
  - (III) …介護福祉士を4割以上配置又は、7年以上の勤続年数者を3割以上配置  
1回6単位
- 科学的介護推進体制加算…次の要件を満たす場合に、月に40単位を算定いたします。
  - ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
  - ・厚生労働省からフィードバックを受けて、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 重度療養管理加算…2時間以上利用する方で、常時頻回の喀痰吸引、胃ろうなどの経腸栄養、褥瘡治療、気管切開、ストーマなどの状態にあり、管理、処置をおこなった場合1日100単位を加算いたします。
- 中重度ケア体制加算…基準の員数に加え看護又は介護職員を1名以上配置しており、サービス提供時間帯を通じて看護職員を1名以上配置し、要介護3以上の方の割合が3割以上である場合、1日につき20単位を加算いたします。
- 介護職員処遇改善加算…当施設では厚生労働省の基準のもと、介護職員の賃金改善実施の一環として介護職員処遇改善加算を算定しています。基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の47に相当する単位を加算いたします。
- 当施設では上記の介護職員処遇改善加算に加え、下記のいずれかの加算を算定いたします。
  - 特定介護職員処遇改善加算（I）…当施設がサービス提供体制強化加算（I）を算定している場合、基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の20に相当する単位を加算いたします。
  - 特定介護職員処遇改善加算（II）…当施設がサービス提供体制強化加算（II）を算定している場合、基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の17に相当する単位を加算いたします。

## 2) 食費

昼食代 750円（含 おやつ）

## 3) その他利用料

レクリエーション行事費 実費（参加されるか否かは任意です）



- デイケアご利用のキャンセルは、前日午後5時までにお知らせください。それ以降のキャンセルにつきましては、キャンセル料として昼食代をご負担いただきます。

〈要介護3の方が個別リハを受けた場合の1日のご利用料金の概算〉

【1～2時間コース】 1割負担 680円程度

2割負担 1,360円程度

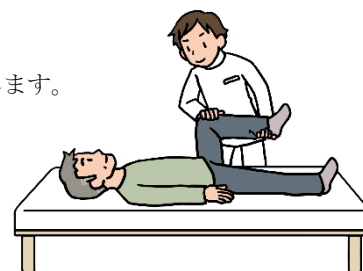
【6～7時間コース】 1割負担 2,035円～3,382円程度

2割負担 3,280円～5,970円程度

#### 4) 介護予防通所リハビリテーション (利用者負担表)

	所定単位	介護報酬額 (円/月)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	2,053	21,659	2,166	4,332	6,498
要支援2	3,999	42,189	4,219	8,438	12,657

- 【1～2時間コース】【6～7時間コース】ともご利用いただけます。
- 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、伊丹市は1単位を10,550円で計算します。
- 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要支援1の方は所単位数から1月につき20単位、要支援2の方は所単位数から1月につき40単位を減算いたします。
- 生活行為向上リハビリテーション実施 562単位/月(6月以内)  
※(生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合は15%減算いたします。)
- 栄養スクリーニング加算…6ヵ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員と文書で共有した場合、6月に1回を限度に1回につき5単位を加算いたします。
- 栄養アセスメント加算…管理栄養士を1名配置し、利用者の栄養状態を評価しその結果を利用者又はその家族に説明し、栄養相談などに必要に応じて対応いたします。また利用者ごとの栄養状態を厚生労働省に提出し、栄養管理を適切に行っている場合に、1月につき50単位を加算いたします。
- ご希望の際には、次の「選択的サービス」を月単位で加算いたします。
  - 運動器機能向上加算 225単位
  - 栄養改善加算 150単位
- ※ 複数の「選択的サービス」を実施した場合に月単位で以下の単位を加算いたします。
  - 2種類の選択サービス 480単位
  - 3種類の選択サービス 700単位
- 利用者の介護度が一定以上改善した場合には、下記加算を算定いたします。
  - 事業所評価加算 120単位(年度により算定の可否が変わります)



- サービス提供体制強化加算…介護従事者の専門性等に係る適切な評価から要件を満たす加算を算定いたします。
  - (Ⅰ) …介護福祉士を7割以上配置                      要支援1     88単位/月、     要支援2     176単位/月
  - (Ⅱ) …介護福祉士を5割以上配置                      要支援1     72単位/月、     要支援2     144単位/月
  - (Ⅲ) …介護福祉士を4割以上配置又は、7年以上の勤続年数者を3割以上配置
    - 要支援1     24単位/月、     要支援2     48単位/月
- 科学的介護推進体制加算…次の要件を満たす場合に、月に40単位を算定いたします。
  - ・ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
  - ・ 厚生労働省からフィードバックを受けて、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 介護職員処遇改善加算…当施設では厚生労働省の基準のもと、介護職員の賃金改善実施の一環として介護職員処遇改善加算を算定しています。基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の47に相当する単位を加算いたします。
- 当施設では上記の介護職員処遇改善加算に加え、下記のいずれかの加算を算定いたします。
 

特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…当施設がサービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定している場合、基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の20に相当する単位を加算いたします。

特定介護職員処遇改善加算(Ⅱ)…当施設がサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定している場合、基本サービス費及び各加算の合計単位数に、1000分の17に相当する単位を加算いたします。
- 介護予防サービスの利用は1ヶ月毎の定額制の対応とし原則として日割り算定を行わないものとします。

〈1 か月のご利用料金の介護保険負担額の概算〉

運動器機能向上加算を利用された場合

要支援1	1割負担	2,800円程度
	2割負担	5,100円程度
要支援2	1割負担	5,000円程度
	2割負担	9,300円程度

※ 1ヶ月の利用料には  
介護保険負担額のほかに  
食事代などがかかります。